

## ＜この手引きの利用法＞

1. 「Ⅰ. 届出の前に」は必ずお読みください。
2. 「Ⅱ. 」～「Ⅳ. 」については、選択された届出方法の部分をご覧いただければ必要な情報を確認できます。また、巻末資料も、適宜参照してください。
3. 届出後に届出事項の変更の必要が生じた場合には、「Ⅴ. 」をご覧ください。
4. **HP** のマークがある部分については、経済産業省や環境省のホームページに情報が掲載されています。
5. 記載されているページについては、本手引きの該当ページを参照してください。

## I. 届出の前に（必ずお読みください）

### PRTR制度の主な改正

化管法政省令の改正に伴い、平成 23 年度届出分（平成 22 年度把握分）から、対象化学物質及び届出様式等が変更されています。

- ①対象化学物質の見直しに伴い、PRTR届出の対象化学物質である第一種指定化学物質は 354 物質から 462 物質に変更となり、併せて号番号（物質番号）も変更しております。詳細は巻末資料をご確認ください。
- ②対象業種として新たに医療業が追加されました。
- ③届出様式が変更となりました。
  - ・「移動先の下水道終末処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄が新たに追加されました。
  - ・届出事項が記録された二次元コード（P 4 1）を届出書に任意で記載することが可能となりました。届出書提出の際は、ご注意ください。

### 届出対象事業者に該当するか確認

PRTR制度に基づき、事業活動等に伴い環境に排出された対象化学物質の「排出量」及びその処理のため事業所の外に移動された対象化学物質の「移動量」について届け出なければならない事業者（届出対象事業者）は、以下の3つの要件をすべて満たす事業者です。

#### （1）対象業種

営んでいる業種が「業種コード・届出先一覧」（P 6 1）の業種に該当する事業者

#### （2）従業員数

事業者全体として常時使用される従業員（P 1 2の囲み）の数が21人以上の事業者

#### （3）事業所の要件

対象化学物質（P 5 4～P 6 0）の年間取扱量（①・②）、特別要件施設の設置（③～⑥）次のうちいずれかの事業所を有する事業者

- ①いずれかの第一種指定化学物質（P 5 4～P 6 0）の年間取扱量が1 t 以上である事業所（対象化学物質によっては、化合物中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素、ほう素の量で判断するものもあります。②についても同じ。）
- ②いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0. 5 t 以上である事業所

- ③金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所
- ④下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所
- ⑤ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理施設が設置されている事業所
- ⑥ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

### 「排出量」「移動量」の把握（算出）

届出対象となる事業者は、対象業種を営み、上記（3）の要件に該当する事業所ごとに、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質について、一年間（4月から翌年3月まで）の環境への「排出量」及び「移動量」の把握（算出）を行ってください。

※算出方法の基本的考え方等については、「P R T R排出量等算出マニュアル」を参照してください。

### 届出期間

届出期間は、**毎年4月1日から6月30日（最終受付日）まで**となっています。お早めの届出にご協力ください。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

なお、届出は前年度に把握された「排出量」、「移動量※」が対象となります。

**※製品（有価物）として出荷する量などを移動量に算入しないでください。**

### 届出方法の選択

届出は、以下の3通りから選択することができます。本手引きの該当箇所をご覧ください。

- (1) 電子による届出（P 5～P 18）
- (2) 磁気ディスク（フロッピーディスクまたはCD-R等）による届出（P 19～P 29）
- (3) 書面による届出（P 30～P 42）

### 届出書の作成

届出書（様式第1）は、平成23年度届出分（平成22年度把握分）から新様式へ変更となっておりますので、ご注意ください。

届出書は、届出者（事業者）や事業所に関する情報を記載する「**本紙**」（1届出1枚）及び排出量・移動量の数値を記載する「**別紙**」（届出対象化学物質数ごとに1枚）で構成されます。届出を行う事業者は、事業所ごとに届出書を作成してください。

なお、電子や磁気ディスクによる届出のように、届出事項を指定の形式で電子化し保存した届出書を「**届出ファイル**」と呼んでいます。

#### (1) 電子による届出の場合

届出ファイルは、ホームページから「P R T R届出システム」にログインし、届出画面から必要な項目を入力して作成してください。

※「P R T R届出作成支援プログラム」[HP](#)（届出書及び届出ファイルを作成するためのプログラム）や「P R T R排出量等算出システム」[HP](#)（排出量等の算出及び届出書の作成が可能なプログラム）で作成した「**届出ファイル**」も電子による届出に利用

できます（「届出ファイル」は、プログラムによって「届出書ファイル」や「届出書（XML形式ファイル）」等、表記が異なることがあります）。

## （２）磁気ディスクによる届出の場合

届出ファイルは、ホームページからダウンロードした最新のバージョンの「P R T R届出作成支援プログラム」[\[HP\]](#)を利用して作成してください。

※「P R T R排出量等算出システム」[\[HP\]](#)で作成した「届出ファイル」も磁気ディスクによる届出に利用できます。

## （３）書面による届出の場合

届出書[\[HP\]](#)は、ホームページからダウンロードするか、別紙差し込みの「都道府県等のP R T R担当窓口」から入手することができます。

また、書面届出書は、「P R T R届出作成支援プログラム」や「P R T R排出量等算出システム」を利用して、簡単に作成することができます。「P R T R届出作成支援プログラム」は、主に書面による届出を支援することを目的として開発されたプログラムであり、平成23年度届出分（平成22年度把握分）以降の届出書の作成に利用できます。

なお、平成22年度届出分（平成21年度把握分）以前の変更届出等の作成については、従来の「届出書／ファイル作成支援プログラム」を活用してください。

## **届出書の提出**

事業所ごとに作成した届出書は、事業所が所在する都道府県等の窓口へ提出してください。

### （１）電子による届出の場合

事業者の電子計算機（パソコン）から「P R T R届出システム」を利用して届出ファイルを作成し、そのまま届出を行ってください。（6月30日までです。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）都道府県等の窓口へ持参又は郵送の必要はありません。

なお、電子による届出を行う際は、事前に「電子情報処理組織使用届出書」（[P 8](#)）を都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出し、届出に必要な識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）等を入手する必要があります。

### （２）磁気ディスクによる届出の場合

作成した届出ファイルを磁気ディスク（CD-R等）に保存し、「磁気ディスク本体」及び「磁気ディスク提出票」（[P 2 1](#)）を持参又は郵送により都道府県等の窓口へ提出してください。（郵送の場合、6月30日必着。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）

### （３）書面による届出の場合

作成した届出書を持参又は郵送により都道府県等の窓口へ提出してください。（郵送の場合、6月30日必着。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）

## 都道府県等の提出先

届出書は事業所が所在する都道府県等の窓口へ提出してください。都道府県によっては提出先を「都道府県の出先機関」、「政令指定都市」等としている場合がありますので、別紙差し込みの「都道府県等のP R T R担当窓口」を参照のうえ、お問い合わせください。提出された届出書は、都道府県知事等を経由して各事業を所管する大臣に到達することとなります。

## 届出書の提出前のチェック

届出書の提出に際しては、事前に巻末資料の「提出前のチェックシート」により誤りがないかどうかご確認ください。

## 注意事項

### (1) 複数の事業所を有する場合の提出先

複数の事業所を有する事業者においては、個々の事業所ごとに届出書を作成し、それぞれが所在する都道府県等の窓口へ提出が必要です。

### (2) 届出書等の保管

届出書が都道府県等において受理された後も、国による集計結果の公表までの間、行政側から届出内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出書は必ず控えをとり、排出量等の算出に係る資料とともに保管しておいてください。

### (3) 届出事項の記入・入力に際して

届出書の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。

届出の事項は、ファイル記録事項として本法のP R T R制度に基づく開示請求の対象となります。

また、ファイル記録は、J I S X 0 2 0 1及びJ I S X 0 2 0 8で規定された文字で記録します。この範囲外の文字については類似文字やカタカナに置き換えてファイル記録されます。例) 高 → 高、崎 → 崎、隆 → 隆、徳 → 徳 など

### (4) 届出後の届出事項の変更

届出を行った後、その届出内容に追加、修正等の変更が生じたとき、「**変更届出**」の手続きが必要となる場合がありますので、速やかに都道府県等の提出先にお問い合わせください。

詳しくは、「**V. 変更届出について**」(P 4 3 ~ P 5 0) をご覧ください。

### (5) 秘密情報の請求

届出内容に秘密情報が含まれているために化学物質排出把握管理促進法第6条第1項に基づく請求を行う場合の請求先(請求書及び関連資料提出先)は、**事業者が営む事業を所管する省庁**となります。請求の際には、必ず事前にその省庁のP R T R担当部局に直接お問い合わせください。(秘密情報の請求先については、P 7 8を参照)

なお、対象化学物質の見直しに伴い、新規に追加された対象化学物質については、対応化学物質分類名が付与されておりますのでご注意ください。

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省にご連絡ください。